

『相続税基本通達の一部改正 配偶者居住権の消滅の取扱い等』

国税庁はこのほど、令和元年度税制改正に伴う「相続税法基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)のあらまし(情報)」を公表した。

なかでも民法改正により令和2年4月1日から施行される「配偶者居住権」について、“配偶者居住権が合意等により消滅した場合”として、設例(イメージ)を添えて説明している。

配偶者居住権は、定められた存続期間の延長や更新はできないと解されているが、被相続人の配偶者と建物の所有者との間の合意若しくは配偶者居住権の放棄又は民法第1032条第4項の規定による建物の所有者の意思表示によって、配偶者居住権を消滅させることができる。そのとき、配偶者が金銭の支払いを受ける合意が成立する場合には、配偶者居住権を事実上換価することができることとされ、その対価を支払わなかったとき、又は著しく低い価額の対価を支払ったときは、居住建物等を使用収益する権利が移転したものとし、原則相続税法第9条の規定により、使用する権利(敷地利用権)の価額に相当する利益に相当する金額を、当該配偶者から贈与により取得したものとみなすと留意的に明示した。さらに配偶者の死亡もしくは満了、焼失による消滅の場合は適用はないとしている。



『生涯現役社会の実現に向けて「高年齢者の雇用状況」発表』

厚生労働省は6月1日における「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した「高年齢者の雇用状況」を公表した。同省では高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現を目指している。そのため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付けている。

資料によると、65歳までの雇用確保措置のある企業は対前年比変わらずの99.8%となった。ほぼすべての企業で雇用確保措置が導入済みと言えるだろう。65歳定年は中小企業で17.9%(対前年1.1%増)、大企業で10.6%(同1.2%増)となり、大企業でも二桁に到達している。また、70歳以上働ける制度のある企業は、中小企業の28.9%(同3.1%増)、大企業の23.3%(同3.2%増)となった。定年制を廃止した企業は中小企業で2.9%(変動なし)、大企業で0.5%(変動なし)となり、一律の定年廃止は進んでいないことがわかる。高齢での就労は、労働者側の働く意欲や能力次第ということかもしれない。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます